

被災担い手農家等の経営再建に向けての支援事業

①被災担い手農家等の経営再建支援事業

経営基盤が弱い新規就農者等や連続して被災した担い手農家で、営農の継続・再建に取り組む者に対し、作物被害の一部を補助します。

対象者と補助率等	【対象者】 ①5年未満の認定新規就農者 ②就農10年程度までの認定農業者 ③連続して被災した「担い手農家」で、被害額が30万円以上の者 【補助率等】 ①被災作物損害額×6/10（千円未満切り捨て） ②京都府の資金貸付「農業者経営復興特別支援事業」との併用の場合は3/10 ③補助金額の上限 500万円
対象品目	■被災した対象となる「ブランド京野菜競争力強化運動推進品目」 ■水稻共済の対象とならない飼料用米 ※加工品は除く
補助要件	経営収入保険制度又は同等の保険制度に加入すること

②農業雇用継続支援事業

農業に従事する従業員の離職を防ぎ、農業経営者の経営再建を支援するため、雇用を継続するために要する経費を補助します。

対象者	被災された認定農業者で農作物の生産・販売までに時間を要し、被災後の売上が半減し、かつ年間売上の10%（連続被災は5%）を超える減収となる雇用主
補助期間	平成30年8月から平成30年11月まで
補助額	被災状況割合（減収割合）を乗じて得た額 上限15万円/月・人

③農業経営復興特別支援事業

過去の災害に続き被災した就農 10 年程度までの農業者の営農継続を支援するための資金を貸し付けます。

限度額	10万円/月（貸付期間2年間、総額240万円）
償還期間	12年以内（据え置き7年以内）
利率	無利子
償還助成	貸付後、償還終了まで継続して農業経営を行なった場合に、市を通じて償還金の2/3を助成 ※嵩上げ、移転等災害に合わないための対策を講じた場合は、5/6を助成

申請締切	1次×切 平成30年 8月24日（金）まで 2次×切 平成30年 9月21日（金）まで
------	--

上記の支援事業について詳しくは・・・

舞鶴市役所農林課（電話 66-1023）